第1部 事業目的等

1. 本事業の背景

精神保健福祉士法に基づき 1999 年に第1回精神保健福祉士国家試験が実施され、爾来本年 2020 年には第22回国家試験が行われており、すでに精神保健福祉士登録者は8万6千人を超えている。

2010年12月に公布された改正精神保健福祉士法には、新たに「資質向上の責務」が規定された。

【精神保健福祉士法(抄)】

(資質向上の責務)

第四十一条の二 精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

資質向上の責務が課せられたことは、国家資格取得後に精神保健福祉士として業務を行う者は、すべからく研鑽を積み重ねていくことが専門職としての責務であることを示している。

精神保健福祉士を取り巻く状況の変化や社会的役割や期待の高まりをふまえて、2018年12月より「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」(以下、「検討会」)においては、「精神保健福祉士の役割」「教育カリキュラム」「実習の在り方」、そして「卒後教育・継続教育」が検討事項とされた。

2019年3月29日に取りまとめた検討会中間報告書においては、卒後教育・継続教育に係る今後の対応の方向性を次のように示している。

【精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会中間報告書(抄)】(下線筆者)

- 4. 求められる役割を踏まえた今後の対応の方向性
 - 2) 今後の対応の方向性
 - (3) 人材育成や資質向上に関する対応
 - ア 基礎教育と卒後教育の在り方の明確化と多職種との連携・協働に向けた卒後教育

対象や課題が拡大し多様化・複雑化していることを踏まえつつも、対象者別の支援や制度等の理解への幅を単に広げるのではなく、養成課程においては詳細・専門的な内容よりも共通・一般的な内容やカリキュラムの構造に配慮することが重要であり、ソーシャルワーカーの基盤となる内容と精神保健福祉士の専門性となる内容との両軸で基礎教育を行う必要がある。

一方、<u>多職種との連携・協働については</u>場面や状況等によって大きく異なるため、全てを養成課程において教育することは困難な面があり、卒後教育で教育すべき内容として整理することも考えられる。

そのほか、精神保健福祉士の活動する分野を踏まえ、<u>司法や教育の分野等との連携についても学ぶ必要があるが、就労先に応じた業務に関する具体の内容については卒後教育において研修・研鑽することが</u>重要である。

こういった、多職種との連携・協働に向けた教育については、IPE による基礎教育のみでなく、保健・医療・福祉の複数の領域の専門職それぞれの技術と役割を基に共通の目標を目指す連携・協働、つまり IPW (インター・プロフェッショナル・ワーク; Inter Professional Work) を意識した教育として、今後は

卒後教育での人材育成においても考慮していく必要があると考えられる。

イ 資質向上の在り方の見直し(継続教育)

資格取得の段階は必要最小限の知識の習得レベルであり、その後の継続教育や生涯学習が不可欠であることは言うまでもない。しかし、職能団体等の生涯学習制度や各種研修はあくまでも任意であって、研修等に参加しない者も存在する。よって、卒後教育や継続教育といった仕組みづくりについても、より効果的な対策を検討する必要がある。

就労先の規模や分野によって配置人数が1人または少数のこともあり、多くは同職種に囲まれて仕事をしておらず、最少人数の配置が顕著であることなどを踏まえると、就労先での教育・研修の機会の確保が困難な状況にあり、自己研鑽が困難である場合も考えられるため、個人、事業所、法人、地域あるいは職能団体等のどこに就職しても卒後に継続して学べる環境や仕組みが重要であり、職能団体等による継続教育や研修、スーパービジョンによって、専門職としての資質の担保や向上を図ることが望ましい。

そのほか、<u>卒後教育や継続教育に当っては、新人、中堅、指導者、管理者等の各段階で求められる役割を整理しながら、教育や研修の内容を計画化・構造化していくことも重要である。</u>

また、他職種と連携する場面は保健・医療・福祉にとどまらず、司法、教育、産業等の分野に<u>拡大しており、</u>円滑な連携を進めていくには、各分野を体系的に整理して理解し、各歴史や文化及びその業務に関する知識が必要であるが、この点については特に養成課程で教育することは困難であり、継続的な学びについて不断の検討が必要である。特に、変化の著しい法制度等に関する知識は養成課程で詳細に学ぶ必要はないと考えられるが、現場では法制度等に基づく諸手続が適切にできるかが極めて重要であり、職場や職能団体等による卒後教育の体制を整えていくことが重要である。

このように今後の対応の方向性が示されたところで、精神保健福祉士養成課程における卒後 教育の実態、職能団体における継続教育・人材育成の実態、さらには就職先の職場(組織)にお ける教育・研修等の実態を把握し、現状の取り組みにおける課題を明らかにすることが必要とな った。

2. 本事業の目的

厚生労働省では、2018年12月からの前述の検討会において、養成課程における教育内容のみならず継続教育の在り方等についてもそのビジョンが検討された。精神保健福祉士養成課程における教育内容の見直しについては、検討会において2019年6月に「精神保健福祉士養成課程のカリキュラム(案)」が取りまとめられ、2021年度より大学等において新しいカリキュラムに基づく教育が開始となる予定である。

本事業は、臨床や相談援助の現場における継続教育や人材育成の在り方、及び多職種との連携・協働もふまえた精神保健福祉士の専門性の発揮や資質向上等について具体的に検討することによって、今後、各種就労先や研修実施機関等での適正な指導や研修の実施に向けた指針等の作成への一助とするなど、より具体的な方策で継続教育や人材育成の促進を図ること及び精神保健福祉士の資質向上に資することを目的として実施した。

3. 本事業の実施内容

(1) 実施体制

①企画検討会議の設置

本事業の実施にあたっては、精神医療・保健・福祉の多職種で構成する企画検討会議を設置し、事業実施の企画と取り組む具体的内容の検討を行った。

[企画検討会議の開催]

第1回 2019年9月20日 場所: ビジョンセンター東京駅前

第2回 2020年1月28日 場所: ビジョンセンター東京駅前

[企画検討会議構成員]

(敬称略/五十音順)

氏 名	所 属
苅山 和生	一般社団法人日本作業療法士協会 (佛教大学)
菅野 庸	公益社団法人日本精神科病院協会 (医療法人菅野愛生会 こころのホスピタル・古川グリーンヒルズ)
窪田 彰	公益社団法人日本精神神経科診療所協会 (医療法人草思会 錦糸町クボタクリニック)
窪田 澄夫	一般社団法人日本精神科看護協会
窪田 澄夫	一般社団法人日本精神科看護協会
中村 和彦	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (北星学園大学)
矢田 宏人	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
田村 綾子 (事業責任者)	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 (聖学院大学)
古屋 龍太 (事業責任者)	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 (日本社会事業大学専門職大学院)

②作業部会の設置等

公益社団法人日本精神保健福祉士協会の構成員で大学等の教員及び現場実践者で構成する作業部会を設置し、本事業における調査等の設計及び実施と報告書の作成等を行った。また、事務局職員が事務的実務及び経理を担当した。

[作業部会の開催]

第1回 2019年8月22日 場所: コンファレンス東京

第2回 2019年9月22日 場所: AP品川

第3回 2019年11月17日 場所: TKP スター貸会議室 四谷

第4回 2020年2月11日 場所: AP品川

※作業部会の開催の他、調査票及び報告書の作成等に係る担当者間のミーティングや、メーリングリストを活用した協議を行った。

[作業部会構成員] (敬称略)

氏名	所 属
赤畑淳	立教大学 コミュニティ福祉学部 福祉学科
伊東 秀幸	助言者/田園調布学園大学
岩崎 香	早稲田大学 人間科学学術院
○岩本 操	武蔵野大学 人間科学部 人間科学科
大髙 靖史	日本医科大学付属病院
木太 直人	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
坂入 竜治	武蔵野大学 人間科学部 人間科学科
栄 セツコ	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科
坂本 智代枝	大正大学 人間学部社会福祉学専攻
羽毛田 幸子	社会福祉法人豊芯会 地域生活支援センターこかげ
橋本 みきえ	西九州大学 健康福祉学部 社会福祉学科
横山 なおみ	旭川荘厚生専門学院 精神保健福祉学科

○:作業部会リーダー

[その他の事業担当者等]

	氏 名	所 属
事業担当者	植木 晴代	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
事業担当者	小澤 一紘	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
事業に係る 経理責任者	坪松 真吾	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
事業に係る 経理担当者	大仁田映子	公益社団法人日本精神保健福祉士協会

(2) 実施内容

厚生労働省に設置された「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」での検討に資することを目的として、精神保健福祉士養成課程のある学校・施設における卒後教育の実施状況及び具体的内容、都道府県精神保健福祉士協会等(※)における現任の精神保健福祉士を対象とした研修の実施状況及び具体的内容、卒後教育・継続教育及び人材育成における課題、養成教育と現任教育の接続における課題等を明らかにすることを目的に調査研究を行い、次の通り量的調査、質的調査を行った。

※47 都道府県の精神保健福祉士を冠する職能団体は、「〇〇県精神保健福祉士会」等と称している場合があるため、「都道府県精神保健福祉士協会等」と表記している。

①量的調査の実施

量的調査 A	精神保健福祉士養成課程のある学校・施設の教員を対象としたアンケート調査
量的調査 B	都道府県精神保健福祉士協会等を対象としたアンケート調査

②質的調査の実施

次の対象群に焦点を当てたヒアリング調査を実施した。

質的調査 A	精神保健福祉士養成課程のある大学(3か所)
質的調査 B	精神保健福祉士を雇用する職場(4か所)
質的調査 C	都道府県精神保健福祉士協会等(3か所)

[調査協力者] (敬称略)

岩上 洋一	社会福祉法人じりつ
宇都宮 みのり	愛知県立大学
岡田 洋一	学校法人津曲学園 鹿児島国際大学
小田 敏雄	田園調布学園大学
小島 寛	社会福祉法人半田市社会福祉業議会 半田市障がい者相談支援センター
榊 かおり	翠会ヘルスケアグループ
菅原 小夜子	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会
徳山 勝	社会福祉法人半田市社会福祉業議会 半田市障がい者相談支援センター
原田 健一	特定医療法人富尾会 桜が丘病院

古旗 真幸	一般社団法人東京精神保健福祉士協会
山口 雅弘	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会
米満 恭一郎	長崎県精神保健福祉士協会

(木太 直人)